

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

生涯のうち日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると推計されています。昭和56（1981）年以降、我が国における死亡原因の第1位はがんで、年間に約37万人の方が悪性新生物（いわゆる「がん」）で亡くなっています。

また、本県においても、昭和57（1982）年以降がんが死亡原因の第1位となっており、年間に約3,600人の方ががんで亡くなっています。

がんは加齢に伴い発症リスクが高まるため、全国より5年早く高齢化が進んでいるとされる本県において、がん対策の重要性はますます高まっています。

さらに、女性特有のがんや小児・AYA（Adolescent and Young Adult）世代（思春期世代と若年成人世代）のがんをはじめ、就労や就学などそれぞれのライフステージ特有の課題への対応が必要であり、県民の健康増進や生活の質（QOL）の向上の面でも大きな課題となっています。

このような状況の下、国においてがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しが行われ、平成29（2017）年10月に新たな基本計画が閣議決定されました。本県においても、この新たな基本計画の趣旨を踏まえ、宮崎県がん対策推進計画の改定を行うこととしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「基本法」という。）第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画で、本県におけるがん対策の基本的な方針を定めるものです。

国の新たな基本計画を基本とし、宮崎県がん対策推進条例（平成24年条例第39号）を踏まえ、宮崎県医療計画、健康みやざき行動計画21及び宮崎県高齢者保健福祉計画等との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とします。